

Gikyohan Times

No.0014

岐阜県教販通信

2021年7月発行

教員免許更新制度について

当社は岐阜県の全小中高校に教科書を供給し続けて100年以上の会社です。当社は岐阜県の全小中学校に「SCHOOL e-LIBRARY」進呈させて頂きました。電子図書よって新しい読書の機会を与えることで深い学びにつながる一助となればと思います。各学校のログデータも毎月送り始めました。アンケートにご協力ありがとうございます。結果に関しては添付させて頂きます是非ご参考にしてください。詳細情報は当社HP (<http://www.gifukenkyohan.co.jp>) のバナーでご確認もできます。岐阜県教販通信のバックナンバーもHPに記載しておりますのでご覧いただくと幸いです。

7月10日から11日にかけてのニュースや新聞報道を目にした学校教育関係者の皆さんは、ほとんど全員が快哉を叫んだだろう。文部科学省が教員免許更新制を廃止する方針を固めたとの報道である。

その後、萩生田光一文部科学大臣が13日の記者会見で「現段階で廃止を固めたという事実はない」と述べたのがっかりなさったかもしれないが、大丈夫。たしかに現時点で廃止の決定を発表するには至っていないものの、方向性は既に定まっている。決定でない段階で情報が出たことには困惑しているのだろうが、方針が変わることはないはずだ。省内では、廃止の時期や更新の条件とされていた「更新講習」の代わりとなる研修をどうするかが着々と検討されていると聞く。

教員免許更新制は、第一次安倍晋三内閣が07年に行った教職員免許法の改正により、09年度から実施されている。私は、これに検討段階から一貫して反対してきた立場だ。教員に研修は必要だが、自費で「更新講習」を受けないと免許が失効するという仕組みには断固反対である。

前号、前々号の通信で書いたように、現在は長崎県で「更新講習」の講師をしているが、それは、この制度を変えることができないとしたら、次善の策として、少しでも価値のある講習を提供することに力を尽くそうという考えからだ。教員としての仕事の質を向上させるための研修や講習には意味があるけれど、免許を失わないためという

理由で受ける講習は、教育公務員特例法に定められた「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」の「研究と修養」にはそぐわない。

こんなことは、学校教育関係者なら誰でも解っている。いや、制度導入の「犯人」呼ばわりされがちな文部科学省だって、そのことは十分承知の上だ。こんなの外れの制度がいかに現場の教員の負担となるかを、知らないはずはない。事実、導入検討に当たっては終始慎重な姿勢だった。その時期にはまだ文部科学省職員だった私は、内部で見ていてそう証言できる。

それを押し切ったのは、「政治主導」の力だった。安倍首相が主導する教育再生会議が「真に意味のある教員免許更新制導入」を提言し、政権が実現を推進することに、文部科学省は従うしかなかった。政治の決定に官僚が従うのが「政治主導」だからだ。

教員免許更新制導入の際に、二言目には「教員の資質向上」が叫ばれた。たしかに、どんな職業でも資質向上を目指すことは大切である。特に専門職の場合はそうだ。医師も、看護師も、弁護士も、公認会計士も…。ただ、その中で教員だけが免許更新の条件になるのはおかしい。他の専門職で、免許更新制が適用されるものは一つもない。

今回、おそらく近い将来に廃止となることは、誠に喜ばしい。そんなことを気にせずに、のびのびと仕事に励み、自発的に「研究と修養」を積むのが本筋だ。更新制でなく免許が終身保障されるからといって、仕事をおろそかにしたり自らの力を向上させる努力を怠ったりする者は、ほとんど皆無だろう。医師や看護師、弁護士、公認会計士がそうであるように。教員の皆さん、免許更新に煩わされず仕事に打ち込める日は近いですよ。



寺脇 研 氏

寺脇研(てらわき けん、1952年～)元文部官僚。星槎大学大学院教育学研究科客員教授。官僚時代には文部省NO.1の論客でならし、ゆとり教育の広報を担った。福岡県福岡市出身